

平成31年 第1回定例会

館林衛生施設組合議会会議録

平成31年3月27日開会

平成31年3月27日閉会

館林衛生施設組合

平成31年館林衛生施設組合議会第1回定例会会議録目次

議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
説明のために出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会及び開議	4
会期の決定	4
会議録署名議員の指名	4
議案第1号	4
議案第2号	5
議案第3号	5
議案第4号	8
議案第5号	8
管理者の挨拶	13
閉会	13
署名議員	14

平成31年館林衛生施設組合議会第1回定例会会議録

平成31年3月27日(水曜日)
公立館林厚生病院 3階 講堂

議 事 日 程

平成31年3月27日午後3時00分開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第1号 公平委員会委員の選任について
- 第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
(群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書)
- 第5 議案第3号 館林衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く
技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第4号 平成31年度館林衛生施設組合一般会計暫定予算に係る関係
市町負担金の分賦の割合について
- 議案第5号 平成31年度館林衛生施設組合一般会計暫定予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（10名）

1 番	井野口 勝 則 君	2 番	森 田 武 雄 君
3 番	向 井 誠 君	4 番	小 林 信 君
5 番	今 村 好 市 君	6 番	本 間 清 君
7 番	坂 上 祐 次 君	8 番	早 川 元 久 君
9 番	森 雅 哉 君	10 番	橋 本 和 之 君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者

管 理 者(館林市長)	須 藤 和 臣 君
副管理者(板倉町長)	栗 原 実 君
副管理者(明和町長)	富 塚 基 輔 君
副管理者(千代田町長)	高 橋 純 一 君
副管理者(館林市副市長)	小 山 定 男 君
会計管理者	黒 澤 文 隆 君
事務局長	打 木 雅 人 君
施設課主幹	奥 山 浩 康 君
施設課衛生施設係長	野 村 浩 一 君
施設課たてばやしクリーンセンター係長	小谷野 浩 一 君
施設課いたくらリサイクルセンター係長	吉 田 恵 三 君
総務課総務係長	青 木 裕 二 君

事務局職員出席者

書 記	松 田 伯 春	書 記	武 井 沙 織
書 記	瀧 口 陽 介		

第 1 開会及び開議

(平成31年3月27日午後3時00分開会)

○議長(井野口勝則君) ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、告示第1号をもって招集されました平成31年館林衛生施設組合議会第1回定例会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに会議を開きます。

第 2 会期の決定

○議長(井野口勝則君) 日程第1、会期の決定をいたします。

本定例会の会期を本日1日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) ご異議ないようですから、さよう決定いたしました。

第 3 会議録署名議員の指名

○議長(井野口勝則君) 次に、日程第2、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員に、10番、橋本和之君、2番、森田武雄君を指名いたします。

第 4 議案第1号

○議長(井野口勝則君) 次に、日程第3、議案第1号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、須藤和臣君。

○管理者(須藤和臣君) 議案第1号 公平委員会委員の選任について申し上げます。

本案は、公平委員会委員の小林博史君が本年3月29日をもって任期満了となりますが、再び選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めますのでございます。

よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(井野口勝則君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第1号を同意することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(井野口勝則君) 挙手全員。

よって、議案第1号は同意することに決しました。

第 5 議案第2号

○議長(井野口勝則君) 次に、日程第4、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書)を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、須藤和臣君。

○管理者(須藤和臣君) 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

本案は、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書を専決処分したものでございます。

内容について申し上げますと、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合及び多野藤岡広域市町村圏振興整備組合が本年4月1日から消防団員又は消防吏員に係る賞じゅつ金支給事務を共同処理するため、規約の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(井野口勝則君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第2号を承認することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(井野口勝則君) 挙手全員。

よって、議案第2号は承認することに決しました。

第 6 議案第3号

○議長(井野口勝則君) 次に、日程第5、議案第3号 館林衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について

てを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、須藤和臣君。

○管理者(須藤和臣君) 議案第3号 館林衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容について申し上げますと、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格要件について、新たに制度化される専門職大学の前期課程を修了した者を追加するものでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(井野口勝則君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

4番、小林信君。

○4番(小林信君) 今回の改正で、専門職大学ということですが、具体的にはこの専門職大学、しかも前期課程ということですが、具体的にはどのような内容なのかお聞かせください。

○議長(井野口勝則君) 事務局長、打木雅人君。

○事務局長(打木雅人君) 専門職大学につきましては、学校教育法の一部を改正する法律に基づきまして、本年4月から新たに導入されるシステムでございます。なお、この専門職大学につきましては、通常の大学の一つとして、通常の大学と同じに扱われる専門職大学、それから短期大学と同一の区分となる専門職短期大学があるほかに、専門職大学の過程を前期後期に分けるコースも設定されておりまして、通常の専門職大学、あるいは専門職短期大学につきましては、大学、あるいは短期大学という分類の中に含まれますので、条例の改正は必要ございませんが、専門職大学の前期課程につきましては、法令上は短期大学の分類に入らないものですから、その部分につきましては、短期大学相当ということで、このような改正を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長(井野口勝則君) 4番、小林信君。

○4番(小林信君) すみません、具体的に専門職大学というのは、どのような内容の大学なのか。短期大学ではないということですが、専門職、具体的には何の専門職が含まれるのかお尋ねします。

○議長(井野口勝則君) 事務局長、打木雅人君。

○事務局長(打木雅人君) 専門職大学につきましては、まず大学制度の中に位置付けられるものでございますが、専門職要員の養成を目的とする新たな高等教育機関として設けられた制度であります。具体的には、通常の大学の課程に加えまして、専門職になるための

実践的かつ応用的な能力を育成、展開することを特徴としておりまして、実習等が強化された課程となっております。その応用例としましては、観光分野ですとか、農業分野ですとか情報分野での設立が主な大学の内容というふうにいわれておりますが、まだまだ制度は始まったばかりのものであり、今年4月からスタートするわけですが、4月にスタートする大学は確か3校程度というふう聞いております。今後、この制度に則った専門職大学も増えていくものと考えます。

以上でございます。

○議長(井野口勝則君) 4番、小林信君。

○4番(小林信君) 専門職、今のお話ですと、観光であるとか、農業であるとか、いろいろ言われていたんですが、例えば廃棄物という観点でいくと、廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格ということですよ。この技術管理者の資格を、この専門職大学ということですが、今のお話ですと、この技術管理者の資格を得る内容の大学というふうには聞こえなかったんですが、具体的にこの技術資格をするためにはどういうことが必要なのか。それがこの専門職大学で得ることができるのかどうか、その点もう少し具体的にお答えいただきたいと思いません。

○議長(井野口勝則君) 事務局長、打木雅人君。

○事務局長(打木雅人君) 技術管理者として認められる資格でございますが、技術管理者の資格としましては、参考資料に記載されておりますとおり、技術士ですとか、大学を卒業した上で実務経験が一定年数以上の者という位置付けになっております。確かに、大学あるいは専門職大学で直接廃棄物処理を学んだ方につきましては、そういった専門知識も得ることが可能であると思っておりますが、仮にそういった大学で理学、薬学、工学等の課程を修めて卒業した者につきましても、この廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行規則、あるいは組合の条例におきましては実務経験2年以上という設定をしております。また、大学といいますが、文系の大学等、廃棄物処理には関係ない学部につきましては、実務経験3年以上ということで設定されておまして、大学卒業して即、技術管理者として認められるものではございません。実務経験の設定がございまして、その経験が必要年数以上ある者を資格者として認める形となっております。それ以外にも、同等以上の知識及び技能を有する者として、多くの廃棄物処理施設では、一般財団法人日本環境衛生センターが主催する講習会受講を義務付けておまして、多くの方はこういった資格を有すると同時にそういった講習会を終了して、認定を受けているという状況でございます。

以上でございます。

○議長(井野口勝則君) ほかに。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第3号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(井野口勝則君) 挙手全員。

よって、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

第 7 議案第4号

○議長(井野口勝則君) 次に、日程第6、議案第4号 平成31年度館林衛生施設組合一般会計暫定予算に係る関係市町負担金の分賦の割合について、

議案第5号 平成31年度館林衛生施設組合一般会計暫定予算、

以上、2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、須藤和臣君。

○管理者(須藤和臣君) 議案第4号 平成31年度館林衛生施設組合一般会計暫定予算に係る関係市町負担金の分賦の割合について申し上げます。

本案は、平成31年度一般会計暫定予算に係る関係市町負担金の負担割合について議決を求めようとするものでございます。

本組合の事業運営に要する財源のうち、関係市町が拠出する負担金の負担割合につきましては、歳出予算のそれぞれの科目ごとにその事業内容に応じて当該負担割合を定めております。しかしながら、平成31年度以降のごみ処理事業に係る公債費の負担割合につきましては、その算定方法を巡り関係市町間で協議が整わず、未だに合意が得られていない状況でございます。

このような状況を勘案しまして、今定例会におきましては、平成31年度一般会計本予算の提出を一旦見送り、地方自治法第218条第2項の規定に基づき、暫定予算を編成して提出することとし、これに伴いまして、本案は公債費を除いた部分の負担金の分賦割合を定めるものでございます。

各負担割合の算定基礎について申し上げます。

まず、議会費に係る負担金の負担割合につきましては議員数の割合により算出し、総務費及び予備費に係る負担金の負担割合につきましては、均等割を10%とし、残り90%を1市3町の人口の割合により算出しております。

次に、衛生費中のごみ処理費及びし尿処理費に係る負担金の負担割合につきましては、ごみ及びし尿浄化槽汚泥の年間搬入量の割合をもって、それぞれの負担割合を算出しております。

なお、負担割合の算出につきましては、平成30年10月1日を基準日として、それぞれの負担割合を算出したところでございます。

次に、議案第5号 平成31年度館林衛生施設組合一般会計暫定予算について申し上げます。

暫定予算は、本予算が議決されるまでのつなぎ予算として編成されるものでございます。このため、政策的な判断を必要とする経費を除き、おおむね4月から8月までの5か月間で必要とされる義務的、経常的な経費を見込んで暫定予算を編成したところでございます。これらの基本的な考え方にに基づき編成いたしました平成31年度一般会計暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億5,635万4,000円でございます。

暫定予算の主な内容について申し上げます。

歳入につきましては、関係市町負担金、ごみ処分手数料など8月までに収入が見込まれる額を計上しております。

次に、歳出につきましては、職員の人件費、各処理施設の運営費、その他各種委託費などを中心として、組合管内から発生する一般廃棄物を滞ることなく処理できるよう組合事業に必要となる経費を計上させていただきました。

以上、暫定予算の概要について申し上げましたが、懸案となっているごみ処理事業に係る公債費負担割合の算出方法につきましては、早期に関係市町間で合意が図られるよう引き続き協議を重ねて参る所存でございますので、よろしくご理解を申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長(井野口勝則君) 説明が終わりましたので、2議案につきまして、一括して質疑を行います。

3番、向井誠君。

○3番(向井誠君) 説明では、公債費に関して、まだ分担の割合がまだ決まってないからということでなんですけれども、今回の割合の、議案第4号に関して説明があったので、議会費は議員数だからよくわかりました。総務費も、均等10で、人口割が90ということで、衛生費は搬入量割みたいな説明があったわけですが、先ほどの全員協議会のその他のところで、局長がちらっと言ってましたけれども、今まで均等割10%を入れての計算だったのだけれども、見直すことになっていたみたいな話もございましたけれども、漏れ聞いたとかさっきなんですけど、見直すというのがなんでこれからお金返そうよというときになってから、普通は家建てて、家とするとですよ。普通の個人だと家を建てて、そのときにもう返済方法が全部変わるかは決まっていて、今から始まるよとなってから、なんでこんな、今更負担割合を見直すみたいなことになってるのが、普通に考えてよくわからないんですが。大体その見直すことになってたというのは、契約か何かで、1市2町でそういう契約か何かがあったということで、こういうことになってるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長(井野口勝則君) 事務局長、打木雅人君。

○事務局長(打木雅人君) ご質問にお答えします。

1市2町による広域ごみ処理施設を整備するに当たりまして、平成19年段階におきまして、ごみ処理共同事業協議会というのが設立されております。この協議会の設立準備会におきまして、ごみ処理施設建設事業の事業費につきまして、施設建設までの間は、均等割10%、人口割90%とし、施設建設後の運営段階において、また見直すという合意がなされております。ただし、これにつきましては、契約書ですとか協定書、あるいは規約に規定しているものではございませんが、こういう合意事項が過去にあったことから、この段階において見直しをしているところでございます。

以上です。

○議長(井野口勝則君) 3番、向井誠君。

○3番(向井誠君) そういうお互いに申し合わせというか、取り決めになっていたということなんで、既に話し合いも何回かされてて、結局されてるという事実ももうございますし、スタートしてるんでしょから。だから、話し合いが上手くいってないんで暫定でここまできてるんでしょから、そこは何でちゃんともうちょっと、払う段階になってから、そういうことを普通考えるかと思うんですけど、一般的に一般論として考えてね。まあ始まっちゃってるもんはしょうがないと思うんですが、どういう見直しをするにしろ、お互いに1市2町で一番良い形を決めていただかないと困ると思うんですが、お互いに安ければ安いほど、お互いがそりゃ良いのに決まってるわけですので、なかなか話し合いというのは難しいかと思いますが、ここに議員が出てきますので、管理者と副管理者だけで決めるという形じゃなく、こちら側の意見だとかそういうようなもうちょっと説明も、どういう形に公債費の返済方法が、どういう形になってて、今どういふ変更がこういうふうになってて、今どこで揉めてるんですよとか、揉めてるというのも変ですね。お互いに意見が調整つかないんですよとか、そういうものも教えていただきながら、私たちの意見も、どこか機会をみて述べる場所を作っていただきたいと思いますが、事務局長じゃなく、管理者としてはどういふふうを考えてらっしゃるのかをお尋ねいたします。

○議長(井野口勝則君) 管理者、須藤和臣君。

○管理者(須藤和臣君) 先ほど事務局のほうから、説明がございましたけれども、改めてその確認の言葉をそのまま述べさせていただきたいとまず思います。

よろしいでしょうか。事業費についてということでございますけれども、平成19年7月4日に、ごみ処理共同事業協議会設立準備会の議決の結果報告ということで、失礼、議決ではなく、会議の結果報告ということで、当時館林市が書類を残してございます。そこに事業費についてという、ここが一つの見解のポイントになるんですけども、先ほど事務局長が答弁しましたとおり、協定書ですとかサインがまずはなされておられません。このことが一つの問題ではあるというふうに思います。別紙資料により説明ということになってるんですけども、今日は議員の皆様は資料等々用意してございませんので、配ることができませんので、本来そういうものがあって説明できればよろしいんですけども、別紙資料による説明となっております。

一人当たりのごみ排出量を負担割合に反映できないか質疑があったが、事務局案人口割90%プラス均等割10%にておおむね了承と記述してございます。括弧書きで施設建設までは上記負担割合とするが、施設建設後の運営段階より、各市町のごみ処理量に応じた負担割合とすることで、分別等の減量施策の成果を反映と書いてございます。ここで一つやはりポイントとなるのは、このときの事業費ということの解釈ですけれども、当時の方々に意見聴取を事務局でしたところ、この事業費については、公債費の返済の部分と共に、ごみの処理をする運営費があるわけですから、これを今は別で考えてるんですけれども、当時はそこを分けてなかったんですね。一緒くたに考えていたということの報告を受けてございます。こここのところでやはりそれぞれの市町の共通理解が現在のところ、図られてないのではないかとこのように私は思っております。その上で、負担割合について今日合意形成が得られていないんですけれども、先ほど正副管理者会議を行いまして、今後につきましては事務方それぞれの副町長、副市長を始めですね、事務局ではなくて、それぞれの市町の事務方で再度見解の共通理解を図ることができるように、擦り合わせをさせていただくということが第一で、その上で正副管理者会議でもしっかりと議論を深めさせていただく。共通認識を図りながら、合意形成をもっていきたいというふうに考えております。ただ、議員ご指摘のとおり、やはり場面をみてですね、議員の皆様にも意見照会を求めることが必要な状況になれば、意見照会をさせていただくことが重要であるということも先ほどの正副管理者会議の中で出てございまして、そのような手順に従って、今後進めて参りたいというふうに考えてございます。

○議長(井野口勝則君) 3番、向井誠君。

○3番(向井誠君) 私たちもここにいらっしゃる皆様には、市民の代表として出てきておられて、そういう簡単に世間で言う、ここでは公債費と言いますけど、借金を返すのは私一人ではなくて、市民の皆様のお金で返すわけで、そういう形で負担が増えたり減ったりすることも聞かれたら報告しなければいけない立場におりますので、そういった意味では今どういう状況でどういうふうになっていて、一々とは言いませんので、ある程度のところまできたら、そこで、こういうことはどうなのと質問をする機会だとか、意見だとか、そういう管理者と副管理者だけで結果だけを持ってこられるというよりは、きちんとその過程も教えていただきながら、私たちの意見も言う機会を是非与えていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。そういう意味では、副管理者の3人の方々もそういう考えで容認していただけるということでよろしいかどうか、お尋ねをしておきます。

○議長(井野口勝則君) 副管理者、栗原実君。

○副管理者(栗原実君) ただいま管理者から申し上げたことは十分承知をして先ほど、共通理解を図っております。

以上です。

○議長(井野口勝則君) 副管理者、冨塚基輔君。

○副管理者(富塚基輔君) ただいま管理者から説明があったとおりですね、館林、板倉、明和で合意ができていないということでございます。これについては、早急に合意できるように、お互いに歩み寄るという姿勢を持ってですね、館林の市民も、板倉の町民も、明和の町民も均等に負担するというのが原則でございますから、そこは間違えのないようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(井野口勝則君) 副管理者、高橋純一君。

(「違う違う違う。こっちは衛生施設、し尿だけだから。」と言う人あり)

○議長(井野口勝則君) 失礼しました。副管理者、小山定男君。

○副管理者(小山定男君) 今、管理者並びに2名の副管理者からお話があったとおりでございます。今お話しございましたように、事務方というお話ございました。私、副市長でもございますので、副管理者でもございますが副市長でもございますので、今日いただいたご意見を十分踏まえた中で、副町長と協議を重ねて、お互いの良い形での結論が得られるように、鋭意努力をして参りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(井野口勝則君) 3番、向井誠君。

○3番(向井誠君) よろしく願いいたします。館林の市民も、苗木町にしても、私は板倉に近いんでね、苗木町に行くより、板倉に行く方が近くなります。私は助かっています、個人的にはね。でもそうじゃない方も沢山いらっしゃるわけですよ。例えば明和とか板倉の方々も、今までよりも遠くなったとかいろいろあると思うんですよ、市民にしても町民にしても。それを皆、受け入れたというのは、やっぱり1市2町でやることにメリットがあるだろうから、多少遠くなってもしょうがないんじゃないかという意味で、受け入れたというところもあると思うんですよ。そういう意味でよくお互いに折れるところは折れていただいて、頑張るところは頑張って、一番良い形になるように期待申し上げますので、その経過だけをきちっと、結論だけ言うんじゃないくて、よろしく重ねてお願いをして要望とします。

○議長(井野口勝則君) ほかに。よろしいですか。

質疑を打ち切ります。

討論、採決は各議案ごとに行います。

まず、議案第4号について討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第4号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(井野口勝則君) 挙手全員。

よって、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第5号について討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井野口勝則君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第5号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(井野口勝則君) 挙手全員。

よって、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

第 8 管理者の挨拶

○議長(井野口勝則君) 以上で、本日の議事日程の全部を終了いたしました。

この際、管理者からご挨拶したい旨、申し出がありましたので、これを許します。

管理者、須藤和臣君。

○管理者(須藤和臣君) 本日は、提案させていただきました全議案につきまして、原案のどおり可決を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

さて、ごみ処理3施設につきましては、平成31年度より長期包括運営委託を導入して、3施設を一体的に管理し、長期にわたり3施設を安定かつ効率的に運営して参ります。

また、老朽化の進むし尿処理施設につきましては、汚水処理を安定的に持続できるよう施設整備の方向性について引き続き検討を重ねて参ります。

本組合の所期の目的が十分達成できますよう、関係市町と連携を図りながら、今後の組合事業を円滑に進めていきたいと考えておりますので、議長はじめ議会には、引き続きご指導、ご鞭撻、そしてご協力のほどよろしくお願い申し上げます。以上、お礼の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

第 9 閉 会

○議長(井野口勝則君) 以上をもちまして、館林衛生施設組合議会第1回定例会を閉会いたします。

(午後3時33分閉会)

平成31年 月 日

議 長 井野口 勝 則

議 員 橋 本 和 之

議 員 森 田 武 雄